

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 株券預託証券 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものをいう。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たり</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 株券預託証券 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券（端株券を含む。以下同じ。）に係る権利を表示するものをいう。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たり</p>

の拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について法第二十七條の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

十一 (略)

(みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準)
第六條 法第二十七條の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(削る)

(削る)

一 (略)
二 (略)

の拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第二百十條ノ二第一項の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について法第二十七條の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

十一 (略)

(みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準)
第六條 法第二十七條の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 内国会社のうち商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号。以下この条において「改正法」という。)(附則第十五條第一項各号に掲げる会社の発行する株券等 改正法附則第十六條第一項に規定する一単位の株式の数の二十倍に相当する数
- 二 内国会社のうち改正法附則第六條第一項に規定する会社(同條第三項各号に掲げる会社及び前号に規定する会社を除く。)(の発行する株券等 五万円を額面株式一株の金額で除して得た数の二十倍に相当する数

三 (略)
四 (略)

